

## 平成30年度市営住宅入居者の募集について

## 【募集する住宅】

- 宮の森団地 1 戸 (3DK) [石部東五丁目 2 番]
- 茶釜団地 2 戸 (3DK) [岩根 3 6 3 番地]
- 石部南団地 1 戸 (3DK) [石部南三丁目 1 番 2 2]
- 石部南団地 2 戸 (2DK) [石部南三丁目 1 番 2 2]

## 【募集期間】

11月15日 ～ 11月22日

## 【申込資格】

下記のすべての要件を満たしている人に限ります。

- (1) 湖南省内に 3 ヶ月以上住所を有し、または本市に 6 ヶ月以上勤務地を有し、かつ、同一職場に 3 ヶ月以上の勤続期間を有する人
- (2) 市町村税およびその他の使用料等（上下水道使用料・保育園保育料・幼稚園保育料・学校給食費など）を滞納していない人 分納誓約も滞納となります。
- (3) 現に同居し、または同居しようとする親族があること。  
注意
  - 同居しようとする親族には、届け出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある人および入居申込日から 3 ヶ月以内に結婚し入居可能な婚姻予約者を含みます。  
ただし、前者はその事実を証明できる人のみです。
  - 社会通念上不自然と思われる世帯分離、家族構成は認めかねます。  
例 ・兄弟姉妹のみの構成による申込。（両親死亡の場合を除く。）  
・ほかの者に扶養されている祖父母と孫との世帯による申込。  
・おじ、おば、甥、姪、いとこ等との世帯による申込。  
・夫婦の別居、父母の別居等による世帯分離の申込。  
・離婚が成立していない世帯の申込。
  - 単身入居については、別に要件があります。
  - DV被害者については、別に要件があります。
- (4) 入居予定者全員の収入月額が次のいずれかの範囲であること。
  - ①一般世帯は、158,000円/月以下。
  - ②裁量階層世帯は、214,000円/月以下。
- (5) 申込者および同居人が暴力団員でないこと。  
※湖南省営住宅条例により、警察署に照会いたします。
- (6) 現在、住宅に困窮されている人でその理由が次のいずれかに該当する人。
  - ①部屋が狭く住居部分が 1 人当たり 4.5 畳以下となる。  
(申し込もうとする住宅が現在と同じまたは狭くなる場合は不可)
  - ②住宅がないため親族（婚約者含む）と同居できない。  
・単身専用住宅または同居人がいる住宅に住んでいること。
  - ③通勤に片道 1 時間以上かかる。
  - ④家賃が高い。（収入月額の 25% 以上の家賃を支払っている。）  
・生活保護受給者の場合は、住宅扶助の金額を超えて家賃を支払っていること。

- ⑤家主から正当な理由（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合は除く）により立ち退き要求を受けている人。
- ⑥他の世帯と同居し、生活上不便である。
- ⑦住宅以外の建物または場所に居住している。
- ⑧不良住宅に居住し、または炊事場・便所等の施設を共用している。
- ⑨裁判上の判決, 和解, 調停により住宅の明け渡し決定済みである。
- ⑩立ち退き問題につき, 現在裁判所で係争中または借入金超過等のため住宅を明渡す予定である。

**※注意**

**持家（共有名義も含まれます。）のある方や、現在、他の公営住宅にお住まいの方は申込みできません**

## 参考

### ◆裁量階層とは◆

高齢者・障がい者等の世帯を裁量階層といいます。現在住宅にお困りである高齢者・障がい者の入居できる収入月額を214,000円以下とします。具体的には、次の条件のいずれかに該当する世帯です。

1. 入居者または同居者に障害者基本法第2条に規定する障害者であって、次に掲げる障害の程度がある世帯。
  - a. 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳に記載された障害の程度が1級から4級の人がいる世帯。
  - b. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の規定により精神障害者福祉手帳に記載された障害の程度が1級または2級の人がいる世帯。
  - c. 療育手帳に記載された障害の程度の総合判定B1以上の人がいる世帯。
2. 入居者が60歳以上の人であり、かつ、同居される人のすべてが60歳以上またはまたは18歳未満である世帯。
3. 入居者または同居者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳（恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または、同法別表第1号表の3の第1款症）の交付を受けている人がある世帯。
4. 入居者または同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている人がある世帯。
5. 入居者または同居者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人がある世帯。
6. 入居者または同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定により、ハンセン病療養所入所者等がある世帯。
7. 同居者に小学校に就学前の子どもがいる世帯。

## ◆単身入居について◆

1. 60歳以上の人。
2. 身体障害者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が1級から4級の人。
3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が1級から3級の人。
4. 療育手帳の交付を受けている人。ただし、中度（総合判定がB1）以上であること。
5. DV被害者（配偶者等（交際相手を含む）からの暴力被害者）の人。
  - ① 各都道府県が設置する家庭児童相談所その他の適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たしている施設で一時保護を受け、保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
  - ② 被害者が配偶者等からの更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が出した退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
6. 戦傷病者手帳（恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症、または、表ノ3の第1款症）の交付を受けている人。
7. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項により厚生労働大臣の認定をうけている人。
8. 生活保護法による被保護者または中国残留邦人等で支援給付を受けている人。
9. 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人。
10. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定によるハンセン病療養所入所されている人など。

### ●上記の者のうち、次の要件をすべて満たしている人に限ります。

- ・独立した生計を営むことができる人。  
ただし、次の人は除きます。
- ・常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる人。
  - ・自活状況申立書により自活ができないと判断された人。
  - ・社会通念上、不自然な世帯分離による人。

## ◆DV被害者について◆

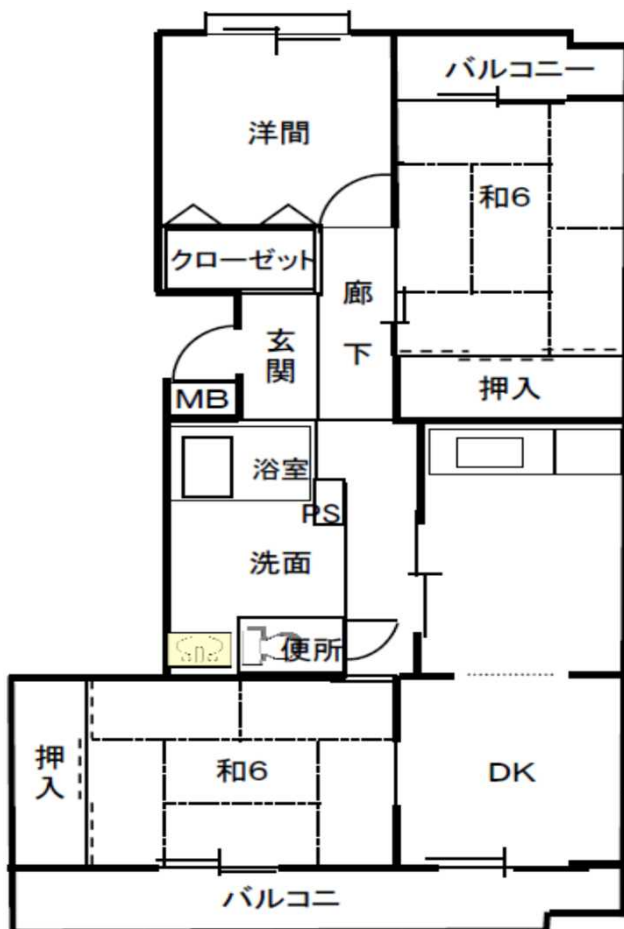
1. ① 各都道府県が設置する家庭児童相談所その他の適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たしている施設で一時保護を受け、保護が終了した日から起算して5年を経過していない人。
- ② 被害者が配偶者等からの更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が出した退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない人。

茶釜団地

番号	建設年度	面積 (㎡)	月収区分(円)					
			~104,001~	104,001~123,000	123,001~139,000	139,001~158,000	158,001~186,000	186,001~214,000
茶釜 C棟	H6	69.58	19,500	22,500	25,700	29,000	41,800	47,800

※学区(岩根小学校・甲西北中学校)

茶釜団地C棟(3DK) 69.58㎡



■設備について

浴室(風呂釜、浴槽あり)

C棟は都市ガスとなります。

上下水道はすぐに使えます。

駐車場は1台スペースがあります(2台目以降は各自でご用意ください)。

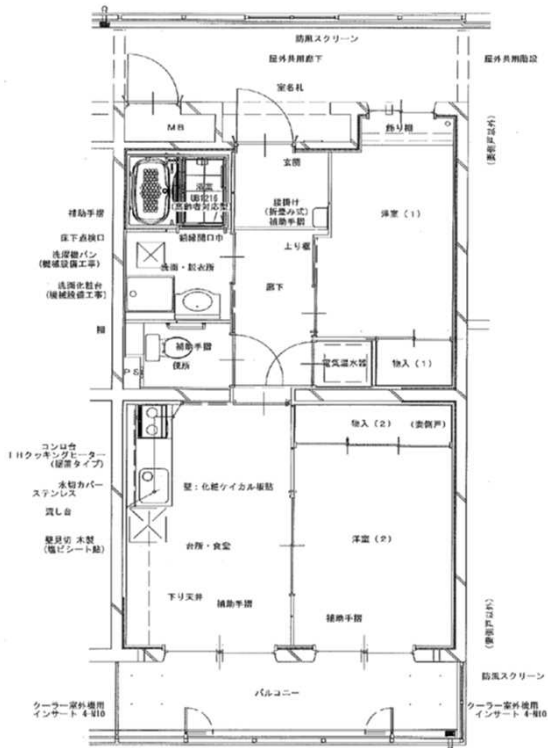
駐車料金は現在は徴収していませんが、今後徴収することになります。

石部南団地

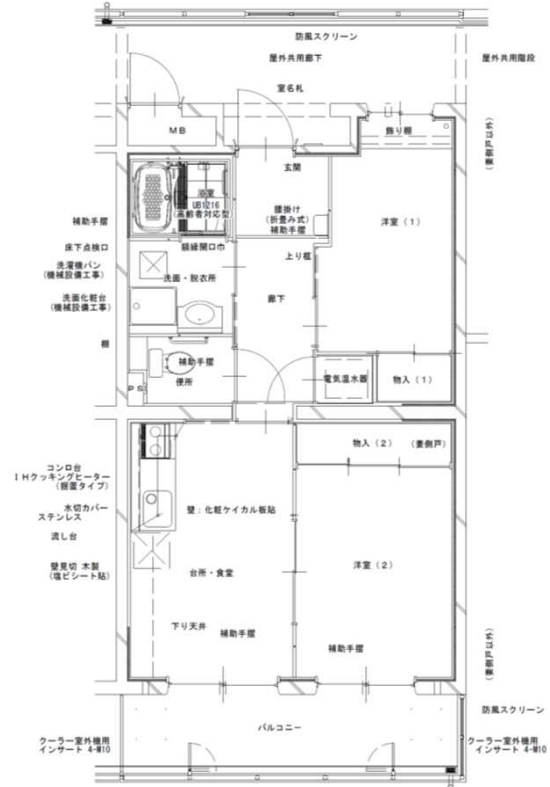
番号	建設年度	面積 (㎡)	月収区分(円)					
			~104,001~	104,001~123,000	123,001~139,000	139,001~158,000	158,001~186,000	186,001~214,000
406,506	H23	76.29	家賃(円)					
			19,200	22,100	25,300	28,600	41,900	48,000
203	H23	91.98	家賃(円)					
			24,800	28,600	32,700	36,900	54,000	61,800

※学区(石部南小学校・石部中学校)

石部南団地(2DK) 76.29㎡



石部南団地(3DK) 91.98㎡

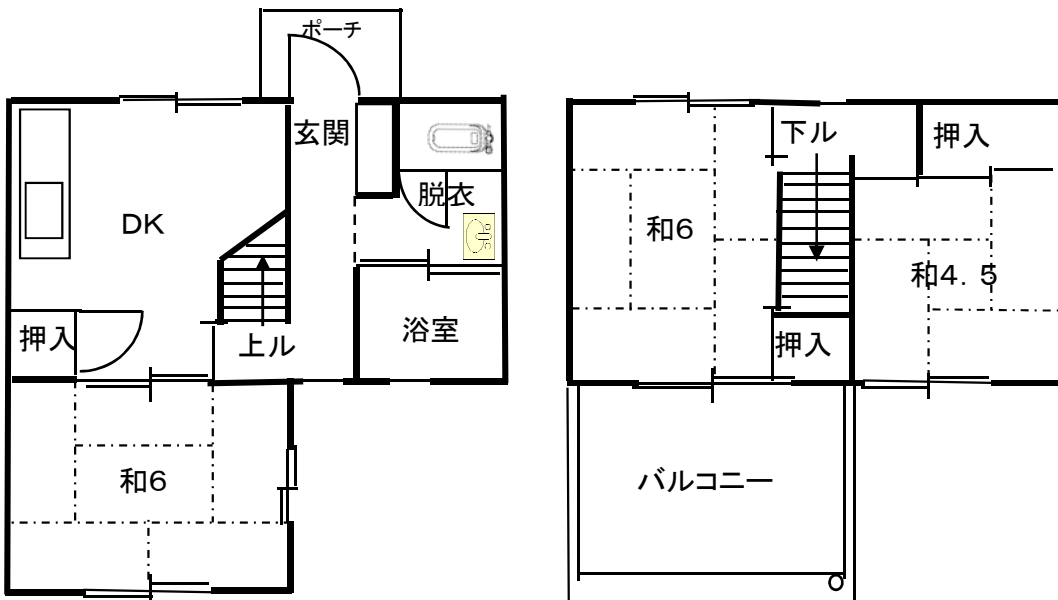


上下水道はすぐに使えます。  
 駐車場は1台スペースがあります(2台目以降は各自でご用意ください)。  
 駐車料金は現在は徴収していませんが、今後徴収することになります。

宮の森団地

番号	建設年度	面積 (m <sup>2</sup> )	月収区分(円)					
			～104,001～	104,001～123,000	123,001～139,000	139,001～158,000	158,001～186,001～	
			104,000	123,000	139,000	158,000	186,000	214,000
			家賃(円)					
B棟	S59	65.99	15,700	18,100	20,700	23,300	30,300	34,300

※学区(石部南小学校・石部中学校)



■入居者負担となる設備

※浴室(風呂釜、浴槽あり)

※駐車スペースが1台あります。

※照明器具等の交換は入居者負担です。

※駐車料金は現在は徴収していませんが、今後徴収することになります。